

各事業主団体・業界団体 各位

厚生労働省北海道労働局

職業安定部長

(公印省略)

産業雇用安定助成金、トライアル雇用助成金（新型コロナウイルス感染症対応（短時間）トライアルコース）に係る周知の御協力について

職業安定行政の推進につきましては、平素より格別の御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、厚生労働省では、新型コロナウイルス感染症の影響で事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が、在籍型出向を活用して雇用維持を図る場合に、出向元と出向先の双方の事業主に対して支給する「産業雇用安定助成金」制度を実施しております。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により離職された方が、これまでに経験のない職業に就くことを支援するため、無期雇用へ移行することを前提に、一定期間試行雇用する事業主に対して支給する「トライアル雇用助成金（新型コロナウイルス感染症対応（短時間）トライアルコース）」制度を実施しております。

これらの制度については、コロナ禍における雇用環境の変化に的確に対応するため創設した施策であり、多くの事業主、求職者に御活用いただくための制度として実施しており、当局及び各公共職業安定所において周知を図っているところです。

つきましては、貴団体におかれましても、別添リーフレットを活用いただき、傘下の事業主に対して産業雇用安定助成金及びトライアル雇用助成金（新型コロナウイルス感染症対応（短時間）トライアルコース）の周知に御協力をいただきますようお願い申し上げます。

記

1 ホームページアドレス

●産業雇用安定助成金

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000082805_00008.html

又は

https://jsite.mhlw.go.jp/hokkaido-roudoukyoku/riyousha_mokuteki_menu/jigyounushi/_120632_00009.html

●トライアル雇用助成金（新型コロナウイルス感染症対応（短時間）トライアルコース）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/newpage_16286.html

2 お問い合わせ先

●産業雇用安定助成金

【担当：職業対策課雇用開発係 （電話 011-788-2294）】

●トライアル雇用助成金（新型コロナウイルス感染症対応（短時間）トライアルコース）

【担当：職業対策課雇用開発係 （電話 011-738-1056）】